



別表(保険診療の1か月の自己負担限度額表)

◇平成24年3月まで適用

区分	負担割合	外来	入院
現役並み所得者世帯	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(44,400円(注2))
一般所得者世帯	1割	12,000円	44,400円
低所得世帯(注1) (非課税世帯)	II	1割	24,600円
	I	1割	15,000円

● 問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556

● 注2(別表中)
同じ世帯で過去12か月に高額療養費の支給を3回受けている場合、4回目からの自己負担限度額

● 注1(別表中)
◎低所得世帯Ⅱとは:
世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の世帯
◎低所得世帯Ⅰとは:
世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各種収入等から必要経費等(年金収入は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる世帯



下野市幼稚園連合会からのお知らせ
平成24年度幼稚園新入園児募集について

● 案内書配付

9月1日(水)より

● 受付開始

9月7日(水)より

● 対象児

・3年保育 平成20年4月2日

日～平成21年4月1日生まれ

・2年保育 平成19年4月2日

日～平成20年4月1日生まれ

● 申込方法

ご希望の園より入園願書を受け取り、それぞれご提出ください。

※満3歳のお誕生日を迎えれば、年度の途中からでも入園ができます。ただし、それぞれの幼稚園で対応が様々です。詳しくは入園希望の幼稚園にお問い合わせください。

「子どもがはじめて出会う学校です」
幼稚園は小学校、中学校と同じく学校教育法に基づき

幼稚園とは?

幼稚園児の保護者に支給される国・県及び下野市が行う補助制度があります。満3歳のお誕生月から対象となり、補助額は市民税(所得割課税額)に応じた額となります。

幼稚園児の保護者に支給される補助金

文部科学省が管轄しています。学校教育の始まりの幼児期を担う教育施設です。小学校以上の教育の基礎として位置づけられ、幼児期にふさわしい教育を行う場であると規定されています。



詳しくは教育総務課 ☎(52)1117 にお問い合わせください。

子育て支援について

下野市幼稚園連合会では「子育て支援事業」を推進しています。各園にて未就園児親子教室(就園前のお子様対象)が行われています。各園とも親子で楽しめる内容となっております。詳しくお知りになりたい方は各園へお問い合わせください。

幼稚園名	未就園児親子教室名	住所	電話
薬師寺幼稚園	にこにこクラブ	薬師寺1584-2	48-0132
第二薬師寺幼稚園	わくわくクラブ	祇園4-6-3	44-9988
石橋幼稚園	こぼと教室	石橋535	53-0218
野ばら幼稚園	ラビットクラブ	中大領386	53-5508
むつみ愛泉幼稚園	ぴよぴよキッズ	柴769-17	44-0405
愛泉幼稚園	コアラクラブ	小金井4-12-8	44-7783
第二愛泉幼稚園	ニコニコクラブ	柴1403	44-2838